

# いのちと健康・兵庫センターニュース

=2014年3月号=

発行者：働くもののいのちと健康をまもる兵庫センター

## 尼崎アスベスト訴訟（労災型）結審 =判決は9月30日=



3月26日神戸地裁にて尼崎アスベスト訴訟（労災型）第22回弁論が開かれました。90名の支援者が傍聴し、原告藤原ノリエさん・山本美智子さんの意見陳述、尼崎アスベスト訴訟弁護団の最終弁論が行われ結審しました。判決は9月30日13時15分から言い渡されます。

藤原さんは「国が石綿を規制していれば主人は56歳で亡くなることはなかった。なぜ夫婦のささやかな夢を奪われなければならなかったのか」と苦しみ、闘病生活をふり返り国の責任を訴えました。

山本さんも、症状を訴えてからわずか4ヶ月で亡くなられたご主人の無念とご家族の悲しみ苦しみを何度も涙で途切れながら「石綿に侵される前の夫に帰して欲しい」と国とクボタの責任を訴えられました。

最終弁論で弁護団は、旧神埼工場のアスベストの飛散状況と、粉じん発生防止義務、暴露防止義務、安全教育・指導の不実施などの安全配慮義務違反を主張、健康被害の発生の予見可能状況下での国の対応の違法性、筑豊じん肺事件の最高裁判決に従い判断すべきであることや藤原・山本両原告に対する国の違法性を訴え、「被告クボタは安全配慮義務及び民法709条に基づき損害賠償義務を負い、被告国は国家賠償法1条1項に基づき損害賠償義務を負うこと」と弁論を締めくくりました。



## 「過労死防止基本法」制定に向けて ＊兵庫実行委員会の取り組み＊

昨年の臨時国会に超党派の国会議員連盟（現在127名）の野党議員が法案を提出し、継続審議として通常国会での早期成立をめざしている「過労死防止基本法」は、自民党の雇用問題調査会のワーキングチームによる骨格案が3月19日に提示され（国による対策として①実態の調査研究 ②国民への啓発 ③過労死の恐れのある人や家族が相談できる体制の整備 ④民間団体の活動への支援）大筋で了承されました。

兵庫過労死を考える家族の会・過労死防止基本法制定兵庫実行委員会は、これまで「過労死防止基本法」制定に向けて、街頭での署名活動、自治体への意見書採択の働きかけ、また国への要請行動、社会への働きかけなど、「過労死を絶対になくす！」という強い思いのもと活動を続けてきました。兵庫県では76413筆（3/28現在）の署名の集約、7つの自治体（神戸市・兵庫県・篠山市・姫路市・西宮市・芦屋市・三田市）の意見書の採択（全国で107自治体）など基本法の早期制定に向けての取り組みを進めています。また過労死認定裁判や、過労死でご家族を失われた方々の支援や相談の場として大きな存在となっています。

【全国署名 542032筆(3/14)・ネット署名 5343筆(3/17)】